

企画競争実施の公示

令和 7 年 2 月 2 6 日

近畿地方整備局紀南河川国道事務所長
田中 雄三

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 紀南河川国道事務所技術資料整理補助業務
- (2) 業務内容 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所が発生する業務のうち発注者支援業務等、行政事務補助業務、施設点検補助業務等を除く業務に関し、監督職員から指示する条件及び貸与資料に基づき、資料の確認を行い、一覧表として整理する。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。また、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 業務実績に関する要件
平成 2 7 年度以降（令和 6 年度完了予定の業務も含む）において、元請として以下のいずれかの履行実績があることを証明した者であること。
 - 1) 入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請者等の整理、とりまとめ業務
 - 2) 行政事務に関するデータ入力作業業務
 - 3) 行政文書等の分類・整理業務
- (5) 紀南河川国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 2 9 日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房

会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和6年3月29日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(8) 中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある近畿地方整備局の発注する測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務等（注1）、行政事務補助業務（注2）、施設点検補助業務等（注3）を除く。）（以下、「建設コンサルタント等業務」という。）に関する業務（以下「発注業務」という。）に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

「発注業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

「資本面・人事面で関係がある」とは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

注1 発注者支援業務等とは、積算技術業務、技術審査業務、工事監督支援業務、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、用地補償総合技術業務等をいう。

注2 行政事務補助業務とは、調査設計資料整理業務、設計積算資料整理業務、調査設計資料作成業務、設計積算資料作成業務、設計資料検査業務、施工プロセス検査業務、事業監理補助業務、現場監督支援業務等をいう。

注3 施設点検補助業務等とは、砂防施設調査点検業務、道路構造物点検業務、共同溝点検業務、道路情報管理業務、道路管理データベース更新業務、水文観測所維持管理業務、水文資料標準照査業務、水質・底質分析等業務をいう。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142

近畿地方整備局紀南河川国道事務所 経理課 指導官

電話0739-22-4566 E-mail kkr-ekimu-66@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和7年2月26日から令和7年3月13日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「紀南河川国道事務所技術資料整理補助業務」を記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和7年3月13日12時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

また、電子メールの件名に「紀南河川国道事務所技術資料整理補助業務」を記載し、着信を確認すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所長 田中 雄三 宛

下記件名の説明書を交付願います。

**※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkk-ekimu-66@gxb.mlit.go.jp>までメールで
送付してください。**

件 名： 紀南河川国道事務所技術資料整理補助業務

会 社 名：_____

担当者氏名：_____

電 話 番 号：_____

メールアドレス：_____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日